

## 総務政策委員会会議録

### 招 集

令和4年8月17日（水）午前10時 議場

### 出席委員（9名）

（委員長）岡 田 啓 介 （副委員長）今 城 雅 子  
伊 藤 ひろえ 稲 田 清 奥 岩 浩 基 徳 田 博 文  
松 田 真 哉 森 田 悟 史 渡 辺 穰 爾

### 欠席委員（0名）

### 出席した事務局職員

松下局長 田村次長 田中庶務担当係長

### 傍 聴 者

安達議員 大下議員 津田議員 戸田議員 錦織議員 西野議員 森谷議員  
矢田貝議員  
報道機関 2社 一般 0人

### 説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】永瀬部長 辻統括調整官

〔職員課〕伊藤課長 楠課長補佐兼人事担当課長補佐 松永給与担当課長補佐

### 報告案件

- ・米子市における定年延長制度の導入について〔総務部〕

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○岡田委員長 ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日は、総務部から1件の報告がございます。米子市における定年延長制度の導入について、当局からの説明を求めます。伊藤職員課長。

○伊藤職員課長 米子市における定年延長制度導入について御説明させていただきます。本日の資料は、あらかじめお配りしております資料2枚と、あと追加でおつけいたしましたグラフになっております資料、合計3枚のほうで御説明をさせていただきます。

定年延長制度導入については、令和3年6月11日に公布されました地方公務員法の一部を改正する法律により、令和5年4月1日から定年を段階的に引き上げること、及びこれに伴い役職定年制、定年前再任用短時間勤務制などを導入することが定められました。本市においては国家公務員に準じた制度設計を行い、条例を整備するとともに9月定例会に議案を上程するというようにしております。そういったしますと内容の説明に移ります。

まず最初に、1番、定年延長関係についてです。（1）定年の引き上げについてです。こちらは、令和5年度から2年に1歳ずつ定年を65歳まで引き上げることとしております。こちらにつきましては、別紙にありますA4横の「定年の段階的引き上げ」という年齢の横グラフを作ったものがありますので、これを参考にいただきまして、令和5年度の

退職者が60歳になったときは1年延びまして61歳になる。あと順番に、定年が2年に1回延びていくという表にしておりますので御確認いただきたいと思います。続きまして、(2)管理監督職勤務上限年齢制の導入についてです。こちら管理監督職、これはですね、管理職手当が支給をされています対象職ですので、米子市におきましては課長級以上ということになります。保育園につきましては園長ということになりますが、こちらの職員につきましては管理監督職勤務上限年齢60歳に到達後、最初の4月1日までに管理監督職以外の職へ降任または転任をするということですので。いわゆる今まででいう60歳の定年をするという年になった翌年度からは管理職ではなく課長補佐級以下、事務職であればそういった形に降任をしていくという形になります。また、下に米印で書いてありますが、管理監督職勤務上限年齢制の特例ということで、公務の運営に著しい支障が生じる場合は特例として適用しないことができるという特例もございまして、こちらは規則で規定をさせていただくことに予定をしております。(3)給与の取扱いについてです。①給料ですが、当分の間、職員の給料月額、60歳に達した日以後の最初の4月1日以降は7割水準。つまりその前年度まで支給されていた給料の7割に減額して支給をされるという形になります。②退職手当。60歳に達した日以後は、その者の退職の基本額については当分の間、退職事由を定年退職として算定をするということになります。つまり60歳までで退職して、自己都合で途中で65歳が定年のときに62歳という形になって、定年延長制度の拡大でその定年延長になっている年までに個人的な理由で退職される場合も、理由としては定年退職という形になるという形になります。

続きまして、裏面に移りまして。2番、再任用制度関係です。(1)暫定再任用制度です。こちらは現行再任用制度というものを制度として導入しておりますが、令和13年度末まで暫定再任用制度という名前にちょっと変えまして、現行の再任用制度と同じものを運用していくという形になります。ですので、先ほどの横の退職年齢の表がありまして、定年退職以後オレンジ色で、暫定再任用というオレンジ色のところがありますが、この部分がいわゆる再任用ということで運用していくという形で、65歳まで働くことができるという形になります。(2)定年前再任用短時間勤務制の導入です。こちらは60歳に達した以後退職した者を、従来の勤務実績に基づいて定年前再任用短時間勤務職員として定年退職の相当日までの任期で再任用することができる。こちらは定年延長していけばフルタイムでずっと働くこととなりますが、60歳以降をこの短時間勤務というものを選択することができるということになります。

続きまして、3、その他です。(1)、(2) ございますが、(1)は対象職員の周知ということで、こちら地方公務員法のほうでも規定がありまして、職員の59歳の到達年度中に60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報提供すること。情報提供を行った上で、60歳に達した以後の勤務の意思を確認をするということになります。そして、こちら事務手続きになりますが、(2)は9月議会上程予定の条例ということで、9月議会におきましては大きく二つに分けて、①米子市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例として基本的な部分。②として、定年の引き上げに係る条例の整備ということで、下に書いております一覧として記載をしております名称や関係条文、関係条項など整備する必要がある部分を一括して一部改正ということで上程させていただこうということで予定をしております。

続きまして、3枚目、定数内職員の推移というグラフをちょっと見ていただきたいと思います。こちらにつきましては、直接今回の定年延長制度の、制度ということでございますが、この定年延長を導入することによって職員数がどう推移していくのかというものをちょっとグラフ化したものになります。基本的に本市におきまして職員の雇用形態については、これまでの雇用と年金の確実な接続ということを目的として再任用職員の制度を構築、運用していますので、65歳まで働き続けることは選択をできるということにしています。このたびの定年の段階的引き上げと暫定再任用制度の導入においても若干そういった勤務条件は変わるものの、65歳まで働くことが選択できるということについては変更がないという形で考えております。

では、ちょっと資料のほうに移りたいと思います。こちらの表題がですね、「定数内職員の推移」ということになっておりまして、令和6年4月以降の新規採用者は除くというふうになっております。この人数につきましては、新規採用のほうは、それぞれ各年度の状況に応じて退職者の数などで計画をしております。現在のところ、令和5年度に採用する者は既に計画がありますが、6年度以降まだ計画ございませんので、これは加味していないという形でこちらに記載をさせていただいております。まず職員定数なんですけれども、こちらは正規職員や任期付の常勤職員、再任用職員のうちフルタイム勤務の者を含んでいますが、休職者というものは定数外ということになっておりますので、これはちょっと除いております。ですので、この表左端、令和4年度のところを見ていただきますと、まずオレンジ色っぽいところですね。こちらが、職員数のオレンジのところは858というふうになっておりますが、こちらは先ほど説明した60歳未満で定数内職員定数に含むものを表しております。そしてその上のグレーの部分が、現在は再任用職員等や定年延長を指している。定年延長はまだ制度がございませんので、再任用でフルタイムとして定数内に入る者が16人いるという形の表になっておりまして、今、定数内職員としましては874人ということを下の別の表のグラフのところに記載をしています。今年度末は21人が退職をするという形になります。これが右横、来年度令和5年度にいきますと、先ほどありました令和4年度に職員が21人退職をする予定になっておりますので、さらにこちらにはですね、令和5年度には職員採用は既に計画をしております。採用計画では23人予定をしております。ですので、人数の構成上、退職者21人に対して採用23人ですので、2人この定数内60歳未満の者が増えるというふうな見立てになっております。ただし、そのところで今、退職する21人の者の中に、来年度、再任用を選択している者や、今現在、定数内を含む再任用を含めまして予定している者が30人おりますので、このグラフとしてはちょっと増えているという形になります。

もう1個ちょっと具体的に説明しておきますが、その右横、令和6年度につきますと、こちらについてはその令和5年度の退職者がおりません。下の表でいきますとゼロ人ということになっているので退職者はいないんですが、既にその者は60歳に到達しているので、このオレンジのほうからグレーのほうに移動しているという形になります。あとは既に令和6年度に年齢が65歳に達する者がいる場合には変動しますので、若干数字はそのとおりになっておりますが、そういった形で令和6年度のオレンジの部分が令和5年度に比較して24人減る形にしておりまして、総人数としては889人を想定をしている。ただ、ここには、先ほど言いますように令和6年以降の新規採用者を含んでおりませんの

で、いわゆる退職者がいないので、ほぼ人数は変わらないという状態になります。そういった表の見方にはなりません。この新規採用職員がいないということになりますが、このまだ定数条例の中で若干この相差分がありますので、そのままこの人数相差分につきましては、職員採用することが可能にはなるというふうには考えております。この表自体、年々減っておりますが、これは新規採用職員が計画がないものですから、その部分退職者だけが減っていくというグラフになりますので相差がだんだん増えておりますが、これを各年度で採用していきますと、その相差分は埋まって、常に累積として埋まっていきますので、あくまでこの表は、今の現状の職員数の推移ということで御確認いただきます。

最後になりますが、下の表にあります年度末の定年退職者、今回の定年延長で2年に一度退職者が定年が引き上がるということで、2年に一度退職者数がいるということで、例えば令和5年度であればゼロ人、令和6年度は24人、令和7年度はゼロ人という形で、隔年で退職者がいる形になります。ですので、こちらの部分についての職員採用の考え方なんですけれども、現状のところですね、今までは退職者に対して補充するという形で採用計画を立てておりましたが、こういった退職者がいない年度が生じることによって、どうするのかということが課題になります。ですが、こちらにつきましては、やはり業務の体制の維持であるとか、労働雇用政策等含めまして職員採用を平準化していくということを考えていかなければなりませんので、退職者がいない年にあっても採用していくということになると、こちらの定数内職員の910人ですね。これを年度によっては、もしかしたら超えることも想定されることが発生するかもしれませんので、そういった場合においては、また定数条例の職員数の考え方について議会に御相談をさせていただくこともあるというふうに現在では想定はしておりますが、現状の推移としてこちらを御提示し、職員数の推移を御説明させていただきました。説明は以上です。

**○岡田委員長** 当局からの説明は終わりました。委員の皆様からの質疑、意見を求めます。奥岩委員。

**○奥岩委員** 法改正に伴ってということで、条例改正がありますよっていうので事前にいろいろと数値を見させていただきました。最初説明された1枚目の資料の、中段の下の辺で補足説明されてました管理監督職勤務上限年齢制の特例のところなんですけど、こちら、公務の運営に著しい支障が生ずる場合は特例として上限年齢を適用しないことができるというふうに今御説明あったのですが、これ、特例期間なんですけど、1年間とか2年間とか3年間とか、そういったのは定まっているものになりますでしょうか。

**○岡田委員長** 伊藤課長。

**○伊藤職員課長** こちらの職務の遂行上特別の事情等がある場合に特例任用なんですけど、任期なんですけれども、こちらにつきましては、もともとついていた管理監督職に引き続き留任させる場合には、最長3年まで延長が可能というふうな制度設計になっております。

**○岡田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 今までのと同様ですよ、そうすると。最長3年という形ですと。まあ少し懸念されるのがですね、今後なんですけど、年代によってはですね、職員さんの数が非常に少ない年代が続くところもありますので、そうなった場合の公務の運営がどうなんだろうなっていうのは当局の皆さんも心配しておられるところだとは思いますが、そこを踏まえて今、若い世代の方々の育成もされているというふうにはお聞きしてるんですけど。ま

あそれはありで、管理監督職の方々も必要な場合は留任していただきたいです。ただ、一方でですね、議場でもたまたま議論があるのですが、若い方の何ていうのですか、引き上げも一緒に行っていただきまして、能力のある方はどんどんどんどん役職に就いていただいて、活躍を今からでもしていただけたらなと思いますので。非常に、人数のところと年代のところと育成期間とで悩ましいところだとは思いますが、いつまでもですね、私も若手なのでよく分かるのですが、先輩方にいつもお世話になってるとですね、なかなか自分でやる癖がついていかないものでして。そういったところは、ある程度責任を任せて職務をしていただけたらなと思いますので。本当に必要なときは使用していただいて、それが今、人数見越した状態で足らなくなるだろうなというところが見えてますので、そこに向けてどんどん引き続き育成していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

**○岡田委員長** はい、そのほか。

伊藤委員。

**○伊藤委員** 今の時代、60歳っていうのはまだまだ働き盛りだと思いますので、定年延長は望ましいと思っております。さっき奥岩委員もおっしゃいましたけれども、やっぱり全体のバランスがどう変化するかっていうようなところがちょっと気になります。なので、大体の今の職員の年齢構成のこの割合って、年齢の割合ってというのが今分かれば教えていただきたいですし、分からなければ後で教えていただきたいと思っています。

**○岡田委員長** 永瀬部長。

**○永瀬総務部長** 当分の間ですけど、先ほど奥岩委員もおっしゃいましたけど、私が認識しているところでは30代半ばから40代頭ぐらいまで。その辺りが周辺の年齢層の人数に比べてちょっと少なめになっている。それはどういうことかっていうと、過去の氷河期世代ということもある。要はその時期に新採用を抑えられておったということの影響もございまして。ですので、そういったところを今後、もう少し時間がありますので職員の育成をして登用を考えていたり、あるいは社会人経験者を採用するというのを採用試験やっておりますので、その不足している年齢層のところも少しずつではありますけど埋めていきたいということで、平準化するというのも念頭には置いていきながら採用をしていきたいと思っています。

**○岡田委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** おっしゃることはよく分かりました。でも、年齢構成のあるものが表があれば頂きたいと思います。後で結構です。もう一つ、休職者さんのことが気になるんですけども。45人ということで、大体5%ぐらいかなって思いますし、やっぱりこれからも増える可能性があるかなと思っておりますので、その部分の考え方を。言いにくいかも知れないですけど。

**○岡田委員長** 永瀬総務部長。

**○永瀬総務部長** 45人の内訳で、ざっくりと言いますと、他の団体に派遣してる職員とか、それから育児休業者とか、一番課題となっております病気休職者という問題がございまして。その一番の病気休職者という数というのが、年々やっぱし増える傾向というのがどうしても、最近民間も何かどうも同じような傾向があるというふうに伺っておりますけど。こちらとしてはメンタルヘルスとか、管理監督職のそういった職員に対するケアに対する

研修ですとか、そういうことを努めているのですが、残念ながら傾向として減っていつてないっていうのがちょっと課題というふうに認識しているところでございます。

○岡田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 とても難しい問題だと思いますが、対策を十分、そこに至るまでの間っていうようなことでやっていただければ、予防的にやっていただければありがたいなと思っております。また、ここの部分も年齢構成を教えていただければと思いますので。後でよろしいですので、よろしく願いいたします。以上です。

○岡田委員長 そのほか、ありませんでしょうか。

渡辺委員。

○渡辺委員 すみません。年齢の数の話もあるのですが、少ないとポストは限られてますんでね。実は少ないことを悪いと思ってない人もたくさんいると思うんですよ、それは。ポストの数ってのは限られた中で登用されていくので、そうなんだろうなと思います。それと、前に議会でも質問したんですけど、条例定数の関係。綱渡りみたいな形になるようだったら、僕は議会がこういった今状況があるっていうのを理解すると思いますので、前もって幾らか、そのたびに増やしたのだよということが分かれば、後年それを条例定数を落としていけばいいと思いますので。これは議会で質問した中身と同じなんですけど、検討されたほうが人事管理上はスムーズにいくんじゃないかなと、私は思ってます。で、参考としてちょっと聞きたいのは、共済の長期、短期っていうのは、これはどうなっていくんですか。61、62、65、この関係っていうのはどう移り変わっていくのか、どういう状況なのか教えていただきたいと思うんですけど。

○岡田委員長 伊藤課長。

○伊藤職員課長 現在ですね、共済、今の御質問でいきますと60歳以降の共済組合の関係での短期、長期というところでしょうか。はい。基本的に共済組合員現行なんですけれども、フルタイム職員は職員と同等、同様な制度になっておりますので、そのところは変わりがないということで。あと当然、共済組合のその短期給付への負担であるとか、給付条件だとかっていうのは変わりがないということになりますが、今回実はこの10月1日より、または短時間勤務職員もある程度一定期間、条件がありますが共済組合員になるということがありますので、短時間勤務職員を選んだとしても、ちょっとその制度の中で若干内訳はありますが、共済組合員であってそのまま継続して加入するということにはなるというふうに想定をしておりますので。ただ、ちょっと具体的な詳細まではちょっとまだ今後分かりませんが、今のところ制度上は対象者で変わりがないというふうに考えております。

○岡田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ということは、長期も65になったら65まで掛けるということですね。そうすると、今だったら再任用でフルタイムは要は短期も長期もついているということですね。それ以外で退職されれば任意継続という制度に乗っていくということですね。

そうすると、あれですね。長期の掛け年数もどれを選ぶかで違ってくるということですね、結局。そうですね。うん。分かりました。

○岡田委員長 そのほか。

松田委員。

○**松田委員** 別紙の資料で頂いてる定数内職員推移表を見てたんですけど、大体イメージで、まあ今、休職者の数も45人ということなんですが、大体ベストでどのぐらいの人数が理想的なのかなというのが、まあ今の直近の人数なのかもしれませんし、あと60歳以上の方のバランスっていうのは、どれぐらいがベストなのかなというのがイメージがあるものでしょうか。

○**岡田委員長** 永瀬部長。

○**永瀬総務部長** バランスのイメージですけど、現行で申し上げますとやっぱり定数910人という中で我々としては行財政改革をしながら業務を減らし、一方では臨時的な業務増には手当をするということを繰り返してまいりましたんで、現時点では基本的な職員定数内の総数910というのが一つの目安だと思っています。一方で、今後の再任用あるいは定年延長者の数というものは、いずれピークを。この表でいきますと、多くても令和10年度に126人になってますよね。だからその辺のピークを単に迎えるということでありまして、適正数という考え方は、再任用であるとか、定年の延長を選ばれた職員数にこのぐらいがいいんじゃないかというような考え方は持ち合わせてません。ある意味フルタイムの職員をどういうふうに確保していくかっていうことで、あとはやはり職員さん個人がどのような人生設計を選択されるか。高齢期の職員さんが自分の人生設計の中でどういった働き方を選択されるかっていうことの制度設計なので、その選択に寄っていくということで、どうあるべきかっていうのは我々としては考えていないところでございます。

○**岡田委員長** 松田委員。

○**松田委員** せっかく作っていただいているので、この表ですね。何ていうか、人数の、先ほど伊藤委員のほうもありましたけど、年齢の割合というのが知りたいところもありますし。この表だとちょっとそのバランス感がちょっと見えにくいところがあると思うので、上のほうだけじゃなくて全体のもので見れるようなものがあつたほうが理解しやすいかなあとと思います。それともう一つ、すみません。管理監督職勤務上限年齢の特例の関係で、これはまあ特例ということなので、そんなにそんなに対象になる方っていうのはイメージされてないっていう形なんですか。今はちなみにまだこの制度はあるのかっていうのと、何人ぐらいおられるのかっていうのを聞きたいかもしれない。

○**岡田委員長** 永瀬部長。

○**永瀬総務部長** 従来でも同等の制度はあるんですけど、適用した記憶は私にはありません。今後はですね、65歳までの多様な勤務の在り方っていうのは職員に対して制度として設けるわけですので、その中で原則論としては役職定年をするっていうのを基本にまずはすると。その中で、市側の都合でですね、やっぱりそのあるポストに充てる職員が年齢構成とか、特別な技術とか知識経験を有する者じゃないと当分は充てられないよねと。その下の世代から持って上がることはできないということを判断したときに、留任してもらったり、他の類似の職の管理職に動いてもらってみたいなことはあるとは思いますが。今具体的にどういうことかっていうのは今後考えてはいきたいと思いますが、イメージ的には、先ほど言いました30代から40代の年齢が少ない時代にどういうふうに我々が考えるかということと、それから保育士さんなんか、園長さんも管理職ですので、十数園ある園をみんな園長が数が足りるか足りないか。そういったことを考えるですとか、それから技術職ですよ。そういった職は毎年のように採用してきたわけじゃないので、そ

ういったギャップが出てます。そういったときに、うまいこと管理監督職にはめる新しい職員を下から持って上がれるかどうかということ、そのときそのときやっぱり考えていくってことになると思いますので、規則で規定するって言うておりますけど、ある程度柔軟な表現でもって規定して、個別具体的にその都度考えていくというようなことで今は考えています。

○**岡田委員長** 松田委員。

○**松田委員** ありがとうございます。提案というか、あれですけど。役職定年制のところなんですけど、以前の会社なんかは55歳が役職定年ということで、中にはその中でなかなかある程度ポストに行った方が役職定年迎えられて、若手の方なんか若干配慮をしましてとか、働きにくいような環境がどうしても生じてしまうような場面があったりする。そのあたりは配慮していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○**岡田委員長** そのほか、ありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**岡田委員長** それでは、ないようですので、以上で総務政策委員会を閉会いたします。

**午前10時32分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長 岡 田 啓 介